

## 令和7年4月1日からの入院時食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する変更がありました。これに伴い当院でも令和7年4月1日より負担金に変更になるため、お知らせいたします。

ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

### 70歳未満

所得区分	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日より
区分ア	1食につき <b>490</b> 円		1食につき <u><b>510</b></u> 円
区分イ			
区分ウ			
区分エ			
区分オ	1食につき <b>230</b> 円		1食につき <u><b>240</b></u> 円

### 70歳以上

所得区分	令和7年3月31日まで		令和7年4月1日より
現役並みⅢ	1食につき <b>490</b> 円		1食につき <u><b>510</b></u> 円
現役並みⅡ			
現役並みⅠ			
一般			
低所得Ⅱ	1食につき <b>230</b> 円		1食につき <u><b>240</b></u> 円
低所得Ⅰ	1食につき <b>110</b> 円		変更なし

令和7年3月27日